

平成29年宇治田原町文教厚生常任委員会

平成29年12月14日

午前10時開議

議事日程

日程第1 各課所管事項報告

○福祉課所管

宇治田原町障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画（素案）について

○介護医療課所管

・宇治田原町高齢者介護・福祉計画（第7期介護保険事業計画）（素案）について

・国保広域化による納付金及び保険料試算結果について

○社会教育課所管

・田原児童育成施設整備事業について

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	11番	谷口 整	委員
副委員長	9番	山内 実貴子	委員
	4番	馬場 哉	委員
	6番	原田 周一	委員
	8番	藤本 英樹	委員
	10番	今西 久美子	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中 雅和 君
教育長	増田 千秋 君

健康福祉部長	光嶋	隆	君
教育部長	黒川	剛	君
企画財政課長	奥谷	明	君
福祉課課長補佐	市川	博己	君
介護医療課長	廣島	照美	君
介護医療課課長補佐	塚本	吏	君
健康児童課長	立原	信子	君
保健センター所長	小川	英人	君
宇治田原保育所長	山下	愛子	君
地域子育て支援 センター所長	青山	晃子	君
学校教育課課長補佐	池尻	一広	君
学校給食 共同調理場所長	下岡	寛史	君
社会教育課長	岩井	直子	君
社会教育課課長補佐	下岡	浩喜	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山	和弘	君
庶務係長	岡崎	貴子	君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口 整） 改めましておはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を開催いたしましたところ、皆さんにはご出席をいただきましてありがとうございます。

本委員会は、今回は付託議案がありませんので、町当局からの報告案件のみということになります。よろしくお願いいたします。

それと、本日午後からは、10月に、この委員会で決定しました城陽市の地域子育て支援センターひなたぼっこへの行政視察を予定しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。あと、町当局からの資料につきましてもお手元に配付をしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

本日の委員会におきまして、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生委員会を開きたいと思います。

これより議事に入ります。

日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、福祉課所管の宇治田原町障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画（素案）について説明を求めます。光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） おはようございます。

それでは、私のほうから宇治田原町障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画（素案）についてのご説明を申し上げたいと存じます。

お手元の資料に基づきまして進めさせていただきます。

まず、直近の策定経過でございますが、去る12月8日午後3時から第3回目の策定委員会を総合文化センターにて実施いたしました。概要といたしましては、計画素案とパブリックコメントについての協議をいただきまして、後ほど別紙別添によりご説明を申し上げたいと存じます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、1月にパブリックコメントを実施いたしまして、3月の中旬には第4回目の委員会を持ちまして、パブリックコメントの結果について、そして計画書最終案についてのご協議をいただきまして、町長への提言を行

いたいというふうに考えてございます。

それでは、お手元に配付させていただきました分厚い冊子でございますけれども、障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画（素案）についてのご説明を申し上げたいと存じます。

まず、冊子を開いていただきまして、第1章から第2章、第3章までにつきましては、現在置かれております状況なりアンケートの結果をまとめたものでございます。アンケートにつきましては、前回の委員会でも一部ご報告をさせていただいておりますので重複する部分がございますので、この点については、またご高覧をいただきたいと存じますが、31ページをお開きいただきたいと存じます。

この31ページには、アンケートの調査の結果から見える課題といたしまして、それぞれの項目ごとに状況を記しております。こうした現在の状況を酌み取りまして、後々の計画策定に反映させていきたいというふうに考えてございます。

そして、33ページからは、サービス事業所等のアンケート調査から見たニーズや課題等の整理を行ってございます。これは、実際に現場で作業していただいておりますいろいろな法人に対してアンケートを実施したと。調査対象は29法人あったのですが、回収率といたしましては14法人、48.3%でございました。この中でも、それぞれ実施いただいている事業所さんからのさまざまなご意見をいただく中で、課題ですとか、今後の見込み、そういったものについて考察するための整理をしたところでございます。

そして、本編といたしまして、第3章からになります。これが42ページからになってございまして、計画の基本理念と基本的視点から入ってございます。

まず、計画の基本理念といたしましては、「誰もがその人らしく、安心して生活できる『共生のまち』宇治田原」を基本理念といたしまして、考え方を進めていきたいというふうに考えてございます。

43ページには基本的視点を掲げておりまして、計画推進に当たっての基本的視点を3つ。まず、1つ目は、障がいのある人の自立生活と社会参加の促進、2つ目といたしまして、障がいのある人の自己選択・自己決定への支援、そして3つ目が社会的障壁の除去の促進といったものを掲げまして、これをもとに、隣の44ページにございます6つの推進施策の体系に分けてございます。

(1)の差別の解消及び権利擁護等の推進から、(6)の暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進までの6項目でございます。それぞれの項目に対しましては、丸印で取り組みの方向性を掲げておりますが、これは後ほどご説明申し上げたいと存じます。

次に、第4章、45ページからになるわけでございますけれども、これが先ほど申し上げました6つの施策体系にそれぞれ分類いたしまして、なおかつ取り組みの方向性をこの中で記したものでございます。長くなりますので、要点だけご説明を申し上げたいと存じます。

まず、45ページからは、「差別の解消及び権利擁護等の推進」についてでございます。46ページには、その1番目といたしまして、障がいに関する理解、交流の促進を掲げております。施策展開の方針といたしましては、あらゆる場面において全ての世代がそれぞれの個性を互いに尊重し合い、障がいに対する正しい理解を深めるため、さまざまな主体の連携・協働のもと多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとしております。

施策の個々の内容につきましては、以下の四角囲みの中の内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、47ページでございますが、2番目の権利擁護の啓発と推進ということで、障がい者がその権利を侵害されることなく地域で安心して生活できるよう、障がい者の基本的人権を守るための取り組みとともに、地域で見守り合える仕組みづくりを推進します。

次に、48ページからは、施策分野の2番目といたしまして、「ともに学び育つ教育・育成の推進」ということで、(1)療育・発達支援の充実ということで、障がいや疾病、発達に課題のある子どもの早期発見・早期治療・早期療育につなげるため、成長段階に応じた保育事業を推進します。また、学校・保育所や幼稚園における健康診査を通じて疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、保護者を含めた療育・支援体制を充実しますとしております。

次に、49ページでございます。これは2番目の障がい・発達に応じた教育の推進ということで、障がい児が一人の人間として成長し、社会の一員として自立と社会参加を果たせるよう持てる能力と個性を伸ばし、可能性を引き出す学習指導の充実を図っております。

次に、51ページからは、施策分野3番目の「いきいきと活躍できる社会参加の促進」としてございます。

52ページが、1番目の雇用促進・就労支援の充実ということで、障がい者の就労機会の確保、企業等に対する障がい者雇用に対する啓発・働きかけを強化します。また、障がい者に対する職業訓練や職業あっせん、就職後の職場定着などの総合的な就労支援

を推進しますとしております。

次に、53ページでございます。2番目といたしまして、福祉的就労の充実ということで、一般企業等で就労が困難な障がい者が働くことを通じて社会参加を果たし、自己実現を図ることで生きがいを感じられるよう、福祉的就労の場、機会の整備・充実を図るとともに、福祉施設等で業務・製品の受注・販路拡大に向けた取り組みの支援に努めたいと考えてございます。

次に、同じページの下段のほうでございますが、3番目といたしまして、移動・コミュニケーション支援の推進ということで、障がい者が日常生活や社会参加のために必要な外出・コミュニケーションを支援するサービスを提供するとともに、サービス事業者やボランティア活動など、その提供の担い手の確保・育成と連携・協力関係を強化しますとしております。

次に、55ページでございます。これは4番目といたしまして、多様な地域活動による社会参加の推進を掲げております。障がい者一人一人がみずからの個性と能力を生かすとともに、希望に応じたさまざまな活動に参加することで自己実現を図り、生きがいづくりにつながるよう、多様な分野における活動の充実を図るとともに、障がい者が参加したい環境づくりに努めたいとしております。

次に、57ページからは、施策分野の4に入ります。「心身の健康を守る保健・医療の推進」ということで、個別には、その下段でございますが、1番目といたしまして、保健・医療・リハビリテーションの推進を掲げております。ライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に提供し、障がいの原因疾病の予防、障がいや障がい疑われる症状の早期発見・早期対応につなげるとともに、障がい者の健康保持推進を図るため、地域での医療・リハビリテーション体制の充実に努めますとしてございます。

隣の58ページが2番目の心の健康づくりの推進でございます。精神疾患に関する知識の普及を図り、心の健康づくりを推進します。また、町窓口と保健・医療との連携を緊密に図り、相談窓口や医療機関に関する情報提供体制、受診に結びつけるための支援体制の充実に努めたいと考えております。

59ページが難病患者等への支援でございます。難病患者等が安心して在宅生活・在宅療養を送ることができるよう相談支援体制の周知を図るとともに、障がい福祉サービスや介護保険サービスを含めた支援サービスの提供により、在宅生活の支援に努めたいと考えてございます。

60ページ目からは施策分野の5番目でございます。「生活の質を高める生活支援の

推進」ということで、61ページからがその内容になります。

1つ目といたしましては、相談支援体制の充実で、障がい者やその家族・介護者が気軽に安心して相談ができ、円滑で適切な課題解決や支援・サービスの利用に結びつくことができるよう、相談支援体制の充実、関係機関の連携充実に努めたいと考えてございます。

次に、63ページが、2番目の広報・情報提供体制の充実でございます。障がい者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、必要な支援・サービスの利用につなげるための相談支援窓口に関する情報提供を推進するとともに、障がい福祉サービスをはじめ行政情報全般を障がい者の種別や特性に配慮しながら提供したいと考えてございます。

隣の64ページか3番目の生活支援のためのサービスの提供でございます。障がい者が住みなれた地域において、自己選択・自己決定により在宅生活、社会参加、自己実現のために必要な支援・サービスを利用できるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要なサービス量の確保に努めるとともに、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援体制を推進します。

次に、65ページでございます。4番目としまして、サービス利用の仕組みの円滑な運営でございます。サービス等利用計画案に基づく支給決定とサービス等利用計画案の作成対象の拡大による公平・公正なサービス提供を図るとともに、障がい者一人一人の状態に応じたケアマネジメントに努めたいと考えてございます。

66ページからが施策分野の6番目、「暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」でございます。

67ページが、1番目に掲げております、地域での支え合いの推進でございます。地域の住民による見守りや声かけなど、住民一人一人が互いに支え合う地域福祉活動を推進したいということで掲げております。

68ページが、2番目の障壁のないまちづくりでございます。道路や公共施設、民間施設のバリアフリー化を推進・促進するとともに、誰もが利用しやすい施設の整備を促進します。また、障がい者が住みなれた住まいで生活を続けられるよう、住宅改造に対する助成等を推進します。

次に、69ページが、暮らしの安心・安全の確保ということで、障がいの特性や介護者の有無などに配慮しながら、災害発生時等緊急時の要援護体制の充実強化を図ります。また、防犯知識の普及・啓発、地域での防犯・交通安全活動を促進するほか、安心・安全に関する情報提供を求めますということで、各分野別の展開について掲げております。

次に、70ページからが「障がい福祉計画」についてでございます。

まず、70ページからは、第4期計画の実績を掲げておりまして、72ページからは障がい福祉サービスの現在の利用状況を掲げております。これが87ページまで、そういった状況を掲げてございます。

こういったことをもとに、第2節といたしまして、88ページ、平成32年度における成果目標を掲げております。

まず、障がい福祉計画に関しましては、1番目としまして、福祉施設から地域生活への移行推進ということについて定めております。国の目標値を四角の中に掲げておりますけれども、こうしたことをもとに本町の平成28年度の施設入所者は13人となっております。このうち、国の基本方針における削減率などを考慮して、平成32年度末までに入所施設を退所してグループホームなどの地域生活に移行する人数を2とし、平成32年度末までの施設入所者の削減数を2人とする目標数値を設定してございます。

次に、89ページが2番目の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、これも国の目標値を掲げておりますが、本町では当該協議の場は未設置のため、平成32年度末までの設置を目指すとして考えております。

3番目の精神病床における1年以上の長期入所者でございますが、これは国の目標を掲げておりますけれども、現状こういう形でございますので、目標数値をそれぞれ2人、3人という形で設定しております。

次に、90ページの4番目の地域生活支援拠点等の整備ということで、町内における事業所に働きかけをいたしまして、平成32年度末までに町単独で1拠点の整備を目指しますとしております。

次に、5番目の福祉施設からの一般就労への移行促進ということで、これはそれぞれ数値を掲げておりますが、次のページをお願いしたいと存じます。

91ページで、本町では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度における目標数値を、一般就労移行者数を6人、就労移行支援事業利用者数を4人とします。就労移行率3割以上の就労移行支援事業所については、町内に当該事業所がないため目標の設定は行いません。また、就労定着支援事業の利用者については、平成31年、32年度末とも1人、100%を目標としております。

次の92ページからは、障がい児の福祉計画でございます。

1つ目の障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築ということで、児童発達支援センターが圏域内にございまして、それを位置づけたいというふうに考えております。

保育所等の訪問支援については、支援体制の充実を目指したいとしております。

2番目の医療ニーズへの対応ということについてでございますが、これは重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域にあるため確保しています。また、関係機関が連携を図るための協議の場については、山城北保健所が開催している山城北圏域在宅療養児・者の地域生活支援ネットワーク会議をそれぞれ位置づけております。

そして、第3節、93ページでございますが、こうしたことをもとに障がい福祉サービス量の見込みを上げております。

まず、サービス量の確保の考え方については、ここに掲げておりますとおりでございます。なお、国の基本指針の見直しによりまして、平成30年4月から新たに次の事業・サービスが導入され、これらについても第5期計画期間中の量と見込みの確保の方策を定めることとなります。新たに導入されるサービス・事業については、障がい福祉サービスの就労定着支援ですとか自立生活援助がございます。また、障がい児支援サービスについては、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置がございます。

こういったことをもとに、障がい福祉サービスの見込み量を94ページから掲げております。訪問系サービス、日中活動系サービスの見込みについては、今日までの実績等をもとにはじき出された数字が表のとおりでございます。

また、96ページからは、障がい児の支援サービスについての見込み量を掲げております。

97ページからは、地域生活支援事業の見込み量を上げてございます。

こうしたことをもとに、最終、100ページ目になるわけでございますが、第6章といたしまして、「計画の推進に向けて」ということで、まず、1つ目の庁内の推進体制、そして2番目といたしまして地域との連携、3番目といたしまして国・京都府その他の関係計画との整合、4番目といたしまして計画の周知と進行管理ということで定めまして、今後の第5期目の計画推進に当たっていきいたいということで素案としてございます。

戻っていただきまして、1枚物でございますが、この素案について、1月にパブリックコメントを実施したいと考えております。実施内容についてでございますが、本町の在住・在勤している方で本町の福祉の推進に関心をお持ちの方、募集期間は1月上旬から30日間実施したいと考えております。

公表資料につきましては、先ほどごらんいただきました素案をもって対応したいとい

うことで、役場の福祉課の窓口、そして、やすらぎ荘、総合文化センター、保健センターに公開資料を設置したいと考えております。また、町ホームページ上にPDF形式で資料を掲載いたしますほか、町広報紙1月号にパブリックコメントの募集記事を掲載したいと考えております。

意見の提出方法については、郵送、ファクス及び電子メールということで、電話、口頭による意見提案は不可としたいと考えております。

出されました意見に対する対応でございますが、これは内容を取りまとめまして、町の考え方を付してホームページ等で公表するとともに、最終的な案を取りまとめた上で障がい者基本計画等策定委員会に提案するというところで、3月の第4回目の委員会でパブリックコメントの結果についてということでご議論いただく予定でございます。

長々になりましたが、以上でございます。

○委員長（谷口 整） 説明が終わりましたので、これより質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。特に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようでしたら、質疑を終了したいと思います。

次に、介護医療課所管の宇治田原町高齢者介護・福祉計画（第7期介護保険事業計画）（素案）について説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 失礼いたします。

それでは、私のほうから、介護医療課所管事項報告ということで、宇治田原町高齢者介護・福祉計画（第7期介護保険事業計画）（素案）についてご説明のほうさせていただきます。

それでは、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、1枚物の資料ですけれども、進捗状況としまして、第3回の介護保険事業計画策定委員会のほうを12月7日に開催しております。内容といたしましては、計画の素案、またパブリックコメントについて協議を行っております。計画素案とパブリックコメントにつきましては、また後ほど説明させていただきたいと思います。

今後のスケジュールですけれども、1月にパブリックコメントのほうを実施しまして、2月下旬には第4回の委員会におきましてパブリックコメントの結果について報告し、計画書最終案について検討いただき、町長への提言といった予定でございます。

それではお手元の素案の資料をごらんいただけますでしょうか。資料に沿って要点の説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目ですけれども、1ページ目のほうには、計画の策定に当たっての背景、趣旨について記載しております。

次に、5ページからは、高齢者を取り巻く状況といたしまして、平成24年度から29年度までの人口の推移、要介護認定者の状況、居宅サービス利用者の状況、また、居宅及び施設サービス利用者の状況について経過を記載しております。

次に、9ページから32ページではアンケートの調査結果についてまとめております。

10ページからは、65歳以上を対象にした調査の結果概要です。また、25ページからは要介護認定者を対象にした調査の結果概要となります。32ページには、調査結果から見える主な課題につきましてまとめております。

すみません、アンケートの結果につきまして、詳細の説明については割愛させていただきますけれども、またご高覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、33ページをごらんください。

ここからは、第6期の計画の総括ということで、第6期の事業内容等について記述しております。内容については、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業がありまして、34ページからは各事業の実施状況について記述しております。各事業の平成29年度については、見込みの数値として入力しておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

また、41ページからですけれども、給付費の対比として、各介護予防、介護サービスそれぞれの計画比を表にしております。介護予防及び介護サービス全体的に見ると、給付費については増加しておりますけれども、第6期計画においては施設整備も見込んでおりましたけれども、実際には開設されておられませんので、計画値に比べると少し下回るような結果となっております。

続きまして、44ページをお開きください。

44ページより、第7期事業計画の基本的な考え方について記述しております。計画の基本目標のポイントといたしましては、第6期では「宇治田原で『いきいき生活』～地域での支え合い～」を基本目標に掲げまして、高齢者の介護予防をはじめ健康づくりや生きがいづくりへの支援、多様な生活支援サービスの提供など、高齢者を地域で支える体制づくりである地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきましたが、そういった取り組みを継承して第7期計画を策定していくというものになっております。

計画の推進施策としましては、資料にあります、一番下のほうになりますけれども、

1つ目、生涯を通じた健康・生きがいがづくりの推進、2つ目としまして、地域における包括的な支援体制の推進、3つ目としまして、適切な介護サービスの提供と質の向上、これらを柱として取り組んでいきます。

具体的な施策の推進の考え方としましては45ページから示しておりますけれども、まず、1つ目の生涯を通じた健康・生きがいがづくりの推進では、住民一人一人が健康で暮らせる、また高齢者が社会参加・社会貢献活動などの充実を図り、生きがいを持てる地域づくりを推進するといったものになります。

次に、2つ目、地域における包括的な支援体制の推進では、2025年までに地域包括ケアシステムの構築を実現するために、保健・医療・介護・福祉などが連携して仕組みを整備推進するものでありまして、また、地域包括支援センターの地域支援機能を強化するとともに、保健・医療・介護・福祉の関係機関との連携を図っていくものとなります。

次に、46ページ、3つ目の適切な介護サービスの提供と質の向上につきましては、住民が安心して質の高い介護サービスを選択できるように、制度やサービス等に関する情報提供、相談体制の充実、経済的な負担軽減など利用者支援の仕組みを充実する。また、介護サービス給付の適正化、サービス全体の質の向上に向けた取り組みを推進するというものになります。

48ページからは、それら推進施策の具体的な取り組みとして記述しております。

推進施策1におきましては、健康保持・増進として、健康教育、健康相談、また健康づくりと介護予防活動への支援としまして、元活クラブ、元気はつらつ若返り塾、元気アップ教室などの事業を実施していきます。あと、健康診査（各種検診）の受診促進。保健指導の推進として、特定健診、後期高齢者健康診査、特定保健指導、各種検診を推進していきます。

生きがいがづくりの支援としましては、主体的な活動の支援として、老人クラブ、シルバー人材センター、やすらぎ荘などの支援。また、自主的な活動を支援するために、高齢者地域活性化推進事業を実施していきます。

次の51ページ、敬老事業としましては、敬老祝金、敬老会事業。外出支援としまして、福祉サービス、コミュニティバスの充実。介護タクシー、移送サービスなどが挙げられます。

次に、53ページをごらんください。

53ページからは推進施策についてでございますけれども、まず、高齢者の生活を総

合的に支援する体制づくりとして、介護予防・日常生活総合支援事業の推進が挙げられますけれども、介護予防・生活支援サービス事業として、従来の通所介護・訪問介護であります通所型サービス、訪問型サービス、一般介護予防事業としまして元活クラブ、元気はつらつ！若返り塾などが挙げられます。

次に、生活支援事業の推進ですけれども、すみません、54ページの下のほうになりますけれども、高齢者が自立した生活を送れるようなものとして、暮らしのサポート事業、福祉用具の貸与、配食サービスなどが挙げられます。

また、家族介護者への支援としまして、56ページですけれども、介護用品購入助成事業、家族介護教室などが挙げられます。

次に、57ページ、生活の安心・安全の確保として、防災計画等に基づく高齢者の支援体制づくりなど高齢者が安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

また、相談支援体制、情報提供の充実としまして、58ページになります。地域包括支援センターを中心として相談体制の充実を図ります。

そのほか、地域福祉の推進としまして、59ページになりますが、地域福祉計画と連携し、高齢者の見守り、支え合いの体制を強化してきます。

次に、60ページをごらんください。

地域包括支援センターの機能強化として、地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中核と位置づけまして、各関係機関・団体などとネットワークの強化を図り、地域ケア会議を推進する中で地域支援機能の強化を推進します。

次に、61ページ、在宅医療・介護連携の推進として、地域における医療・介護の関係機関が連携してサービスを提供できるように体制を強化・推進し、高齢者の暮らしを支援していきます。

次に、62ページをお開きください。

認知症支援の充実としましては、認知症の人が住みなれたまちで安心して生活が送れるようにするもので、認知症高齢者等が行方不明になったときのSOSネットワークの強化、認知症カフェの充実、認知症初期集中支援チームの設置などが挙げられます。

次に、64ページをごらんください。

高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進としましては、高齢者虐待防止への取り組み、また、権利擁護として成年後見制度の利用支援が挙げられます。

最後に、66ページから、推進施策3、適切な介護サービスの提供と質の向上ですけれども、地域包括ケアシステムの考え方に基つきまして、住みなれた地域で生活ができ

るよう、在宅医療と介護の連携の充実を図るよう、居宅サービス、地域密着型サービスを充実していく必要があります。また、施設・居住系サービスについても、今後の動向やニーズを踏まえまして施設整備については検討していきたいと考えております。

また、67ページ、サービスの質向上に向けた取り組みとしましては、介護サービス事業者への指導・助言の実施、また相談・苦情対応体制の充実などが挙げられます。

次に、68ページ、介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実としましては、住民から信頼、安心感を得られるよう制度運営に努めますとともに、介護給付の適正化の推進、低所得者等への対応の推進、介護サービスの普及・啓発を充実することなどが挙げられます。

70ページのほうをお開きください。

今、申し上げましたこういったことをもとにしまして、今後、第7期介護保険事業費の見込みと保険料の設定をしていきますけれども、事業費算定の流れのとおり推計する中で設定していくこととなります。

素案の説明については以上ですけれども、素案の資料以外に、参考資料としまして、介護予防・介護サービスの推計したものをつけております。この参考資料につきましては、パブリックコメントにおいて公表する資料ではございませんけれども、施設整備の考え方についての説明資料として配付させていただいております。

その中で、4枚目の裏面、①として介護老人福祉施設のところをごらんいただけますでしょうか。

第6期事業計画におきまして、地域密着型小規模特養の施設整備を上げておりましたが、町としましては、複数の事業者と協議をし努力してまいったところでございますけれども、小規模であるため採算が合わない、また介護職の人材不足など、施設の整備には至らないという非常に厳しい状況となっております。

町といたしましては、協議をした上で、第7期事業計画の中では具体的な施設整備の計画は上げることが難しいと考えておりまして、ただ、入居待機者がいることも事実でございますので、その受け皿として町内施設の拡充などを検討していく旨、記載していく必要があるというところで、介護老人福祉施設の①の部分で、「町内施設の拡充や近隣施設を利用することで、その受け皿を確保するように努めていきます」というふうに記載していく予定としておるところでございます。

続きまして、パブリックコメントの実施要領（案）のほうをごらんいただけますでしょうか。

パブリックコメントにつきましては、先ほどご説明させていただいた素案に対しまして多くの住民のご意見・ご提案をいただくということで、パブリックコメントを行うこととしております。

対象者としましては、本町に在住か在勤している方で、本町の福祉の推進に関心を持つ方としております。募集期間につきましては、平成30年1月上旬より30日間を実施予定としております。公表資料としましては、宇治田原町高齢者介護・福祉計画（素案）の冊子となります。

資料の公表方法ですが、役場など公共施設窓口等に公表資料を配架しまして、希望者に配布予定としております。町ホームページに公表資料を掲載し、町広報紙「町民の窓」1月号にパブリックコメント募集記事を掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

意見の提出方法としましては、郵送、ファクシミリ、電子メールにより受け付けさせていただきます。電話、口頭による意見提出は不可とさせていただきます。

意見提出に対する対応でございますけれども、内容を取りまとめまして、町の考え方を付して町ホームページ等で公表するとともに、最終的な案については、取りまとめた上で介護保険事業計画等策定委員会に提案することとさせていただきたいと思っております。

以上で説明のほうを終わります。

○委員長（谷口 整） これより質疑に移ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。原田委員。

○委員（原田周一） すみません、先ほどの障がい者基本計画、それで、今回、高齢者介護・福祉計画、相当分厚いもので、今、内容を簡単に説明を受けたんですけれども、1つは、事前配付できなかったか。質問をするにしても、なかなか今の説明ではしにくいということがあります。

それで、1つ質問なんですけど、今、課長のほうから説明がありました施設介護サービスについて、従来計画していたのが無理といたらおかしいんですけども、実現が。それで、今回は町内サービスの充実で補完というような、今、ご説明やったと思うんですけども、66ページにそのことが計画のほうには載っているんですけども、施設整備について今後検討すると、要は、かなり後退ですよ、表現としては。なぜそういうぐあいに至ったかというのを、まあまあその都度委員会では質問もさせていただいているんですけども、いろんな委員会からは、また提案もさせていただいていますよね、その誘致に当たっての。そのあたりの考え方というのを、もう一度、なぜこうなったのか。

やはり、在宅介護というんですか、居宅介護というんですか、結局そっちのほうで、施設に入る人というのは非常に待ってはる人もいるわけですよね。楽しみと言ったらおかしいですけども、まあまあ認認介護とか老老介護の問題があつて。

そういった中で、こういう後ろ向きな計画では、現実には、今まで方向を聞いているから、かなり現実厳しいというのはわかるんですけども、その辺もうちょっと当局として何か考え方というんですか、というものはどうなのかなと思うんですけども、その辺いかがでしょう。

○委員長（谷口 整） まず、原委員の最初の資料の配付ですけども、確かにこれ配付されたのは、結論的に言うと、きのうなんです。

といいますのは、障がい者もしかり、介護計画も12月7日なり8日に、この委員会があつて、それをもとに修正をされているので、物理的にはきょうが委員会ということやったので、仕方がないということで、こういう形の判断を委員長としてもさせていただきます。

ついでには、事前に素案の段階で、11月にも、案は、たしか配付をされていると思いますので、そこで余り中身に目を通すいとまがなかったというのは、確かに実際はそうかもしれませんが、そういう事情もあるんで、そこについては了解いただきたいなど。

また、パブコメが1カ月間にわたってとられますんで、委員会の後、お気づきの点なりあれば、また個々にお話もしていただいたらいいのかなというふうに思いますんで、その件はそれでよろしいでしょうか。

（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） そしたら、2点目のほうの施設計画の件について答弁を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） すみません、失礼いたします。

先ほども少しだけ触れさせていただいたんですけども、経過といたしましては、29年度、小規模特養の施設を整備するというところで計画に上げさせていただいた中で、町のほうとしては、ぎりぎりまで、やはり施設整備に向けていろいろ交渉する中で努力してきたところがございますけれども、例えば土地提供であったり、補助の拡充であったり、そこら辺は提示させていただく中で協議してまいったところなんですけれども、実際、この小規模で施設を整備するというのが採算的に事業者としては非常に厳しいというところと、今、介護職の人材不足が非常に全国的にやはり深刻なところがございまして、そういったところも考えたときに、なかなか事業者のほうに来ていただけないよ

うな現状がございました。

第7期で、町内事業所拡充で待機者の解消というふうな消極的などというふうな、今、原田委員からご意見をいただきましたけれども、なかなか、今、待機者としましては、緊急性の高い方でいえば、府からいただいた資料によりますと、大体5人程度、緊急性の高い待機者がいるというふうに数字的には出ておまして、今の現状を見る中で、何とか町内の施設拡充であったり、例えば、今、サービスのいけばサービス付き高齢者住宅ですとか、いろいろ選択肢がございまして、そういった中で対応する中で、将来的にはまた、やはり施設入所の方も今後ふえていくということが考えられますので、施設整備について、次のまた計画の中でしっかり考えていきたいというところで、このような形とさせていただきます。以上です。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、緊急性の高い人は5人というお話です。これは、29年度までの今の計画です。ずっとこうなってきた経緯を考えてみますと、今後、高齢化社会、宇治田原町も向けて、やっぱりそういうものが必要やということで福祉計画にも載せていただいて、実際その方向で進んできたと思うんです。今後、かなりこれから急速に進んでいくわけですね、後期高齢の年代に突入する人なんかは。

だから、当然、介護予防というのが必要なんですけれども、それと同時に、やはり重症化の方もかなりふえてくるということの受け皿というものをね。今回聞いていたら、現実的には理解できる部分はあるんですけれども、何かかなり後退した印象を物すごく受けてしょうがないですね、今回の計画は。その辺、今後努力していくということなんですけれども、そのあたり、副町長、どうなんでしょう。

○委員長（谷口 整） 副町長。

○副町長（田中雅和） 現実といたしまして、ここの66ページなり、それから参考資料のほうに書かせてもらっていますのは、現在見通せる中での最大限の表現でございまして、だから、ここの「検討します」というのは、この3年間を検討しますけれども、当然のことながら実現に向けては鋭意努力もし、そして、できれば、この3年以内にやっていきたいという思いを強く持っておりますので、それはもう当然努力しますので、その結果、この3年間においてそういったことが実現すれば、当然、計画の変更、見直しということもあり得ますので、そういう面で、「検討します」ということは、強い意味で実現に向けていろんな、ここにも町内の施設の拡充だとか、いろいろ書いておりますけれども、そういったことを鋭意努力をし、そして実現に向けていくということでござ

いますので、内容としての表現は後退のほうに聞こえるかもしれませんが、従前以上なりに努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あわせまして、確かに高齢化が進み、37年度に団塊世代が全て後期高齢になるという事実がございますけれども、それをあわせまして、先ほどの介護・福祉計画に書いておりますように、できるだけ健康寿命を長くする、そちらのほうの施策も進めまして、そして重症化をできるだけおくらせると言ったら、ちょっと表現が悪いかもしれませんが、健康寿命を長くとっていただける、そういった努力もあわせてすることによって、施設にどうしてもという方も減らしていく。あわせまして、それを今後も努めていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） この問題は、私が一般質問でさせていただいてから、恐らくもう五、六年経過して、そこからずっと進んできたと思うんですが、何か行政の動きがなかなか見えてこないんですね、我々に。で、結果的にだめやった、だめやった、みたいなことばかりずっと経緯として聞いてきたわけですけども、今、副町長のほうから、この3年間の間に具体的な表現はないけれども、努力するというお言葉なんですけれども、今後どのようにされていくのか、もう少し何か具体的にお考えがあれば。

従来みたいに、ただ、来てください、来てくださいであれば、先ほど課長のほうから説明があったように、採算性の問題とか、いろんなことで、これはもう当初からある程度予測はされていたわけですね。そのために、金利というんですか、資金の援助とか、いろんな提案をして、それで条件をつけて誘致ということで今まで動いてきたと思うんですけども、結局、今みたいな、採算性の問題やからどうのこうのということで、じゃ、今までと同じやり方やったら、このまま3年間、何ぼ話をしても、事業者はなかなか「うん」と言ってくれない。そうなると、やっぱり何らか別のアクションをこちらから起こしていかないといけないということであると思うんですけども、その辺、今後どういうぐあいに進めていこうとされているのか、その辺、どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今、お話を聞かせてもらっていますけれども、今もですけども、第6期の計画の中で、課長のほうからは、採算性あるいは介護士の不足と、そういう短い言葉で話しておりますけれども、現実には、実際取り組んできた中身につきましては、具体的なことは相手さんのあることとございますのでお話しできない部分もかなりあるんですけども、実際のところは、個々に施設、そういった方と、数カ所ですけども、

かなりの数と個々に具体的にはお話もさせてもらっている現状がありますので、単に採算性だとか介護士というのは、結果的にはそういうことですがけれども、何も水面下といえますか、そういうところで努力しなかったかという、全然そういうことはありませんので、その辺はご理解を賜りたいと思います。

今後、ここの第7期のほうにも書いておりますけれども、ここもやはり町内の施設というのも具体的には1カ所しかございませんので、そのところでの話につきまして、個々の相手さんのあることをございますので、どこまで表現できるかということは、その辺はご理解を賜りまして、何もここの表現を捉えられて、何もしないというようなことには理解をしていただかないと、私どもとしても、これからも第6期も施設設置に向けて頑張っておりましたし、今後の7期につきましても実現するように引き続き、あるいはそれ以上に頑張っていきたいと思います。

ただ、水面下で交渉といえますか、話については、なかなか皆さん方にお話しできない部分があるということは、ちょっとご理解を賜りたいと。しかし、書いていないからといって、全然しないということではないと。熱意を持って今後とも努力していくという決意については申し述べておかせていただきます。以上です。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） これはあくまで、その事業者との交渉事でございますので、今言われたように表面に出てくるもの、出てこないもの、当然あるとは思いますが。

ただ、やっぱり先ほどから言っていますように、この計画というのは、事業者が、先ほども緊急性の高い待機者がおるといような話もある中で、ぜひ実現していただきたいという思いは強く我々としても持っていますので、これはどこまで行っても水かけ論みたいな話になってしまいますので、今、副町長のほうから強い決意みたいなものをおっしゃっていただきましたので、我々としては、もうそれに期待するしかないんで、ぜひひとつ実現のほう、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（谷口 整） 今のやりとりを聞いていて、私も1点ちょっと気になった部分があるんですけども、要は、小規模多機能の施設整備を第6期で上げておられて、一般質問では何回か質問も出ております。

ただ、この1年間見ても、委員会では、今、副町長が言われた水面下のやりとりの報告じゃなく、今の状況ですね、しんどいとか、新たに見直しをして第7期ではこういうふうに持っていきたいとかいう、その辺の説明がなかったもので、原田委員はそこのことを質問されていると思うんですよ。

だから、今後やっぱり、これ一番皆さんの関心の高い部分ですので、これからは、今回、7期ではああいう形で上がっておりますけれども、もう少し状況の報告等、できることがあれば、もう少し丁寧に委員会で報告していただきたいということは申し上げておきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） ただいま委員長からご指摘いただいた点ないし先ほど原田委員のほうからご指摘があった点につきましては、私も交渉を課長と一緒にしておりますこともございますので。

やはり、ちょっと繰り返しにはなりますけれども、実施事業主体のほうに対して、一言で採算性ということで片づけてしまうとあれなんです、端的に言うと利用料さえ上げれば採算性はとれると。それが、やはり直接皆さんにはね返ってくることで。そうすると、やはり必要性を認めるものの、それ以上の負担を強いてまではどうかというのが我々の苦渋の判断といいますか、それが今回の断念に至った経過ではあります。

その中で、実際、じゃ、高齢者のそういったニーズがなくなるのかということになりますと、決してそうではございませんでして、ご指摘のようにどんどん、これ皆そうですが年をとって行って、そういうサービスを受けたくなる。これは現実としてございますので、その一つとしては、先ほど廣島課長のほうも説明の中で申し上げました既存の事業所さんなりとの連携をもっと密にするとか、あるいは昨今いろんなサービスが出てまいっております。サービス付き高齢者住宅というの、ちょっと触れましたけれども、ここでは対象となっておりますので表現といったことはいたしませんけれども、そういうバリエーションがふえてくる中で、よりよいサービスの提供といいますか、提案ができるように努めるのが我々の務めであるというふうに考えておりますし、また、今後のそういった新たな展開については、文教厚生常任委員会の委員さん方に向けて十分な情報提供をさせていただく中で町の方針を決め、対応を考えていきたいというふうに考えておりますので、決してこれは、副町長を含めまして町当局としては、これで終わりとか、するのは嫌だとか、そういう意味ではなしに、現状ではちょっとこういう表現しかやむを得ないと。

もちろん耳ざわりのいいところで言うと、そのまま続けて表現することは何ら不可能ではないんですが、結局そういうことをしますと、当局としては「やれもせんことを書くんか」という話になるので、先ほど申し上げましたそういうことも全部含めまして、ちょっと今回の判断に至ったということで、今後については、繰り返しになりますが、十分ご相談申し上げます中で、また新たな展開を模索していきたいというふうに考えてお

りますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○委員長（谷口 整） ほかに。今西委員。

○委員（今西久美子） 私も今の施設整備のことでお聞きをしようと思っていたんですが、小規模では採算的に厳しいという、それは原田委員もおっしゃいましたけれども、最初からわかっていたことであって、ただ、部長が、今、利用料の負担を上げれば、そら採算はとれるというお話もございましたけれども、ほかの町では小規模特養でやってはるわけですね、現にやっているところがあるわけです。そこも、大変厳しいとは思うんですけども、それでもやられていると。そこは、どんな工夫をされているのかとか、あと、人材不足というのは本当に全国的な課題ではあると思うんですけども、それも含めて、ちょっとほかの事例を調査もしていただけたらなと思いますので、採算がとれるような方策がないのかどうか、そこを模索していただきたいなど。

先ほど、土地の提供とか補助金とかいうお話もしていただきましたけれども、町がいろいろご努力をいただいたことは十分認識しておりますので、それでも待機者がいるということで必要な施設であるということは私も思いますので、さらなる努力を私からもお願いしておきたいと思います。答弁はもう結構です。

それと、介護保険料については、今後提示をしていくということで書かれておりますが、この基準額を算定されて公表されるのは大体いつごろなのか。パブリックコメント等を受けて、さらに見直し等も加えた後でないと算定できないのかなとも思うんですが、いつごろの時期になるのかについてお聞きいたしたいと思います。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 冒頭にご説明させていただきました今後のスケジュールの中で、2月下旬には第4回委員会ということになっております。この時点で、介護保険料、また第7期の見込みですとかを示させていただく中でご検討いただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。

それと、第6期の計画値と実績値のこととか、また、アンケートの結果を受けてさまざまな課題が出てきたと思うんですけども、その実績やアンケート結果から見えた課題について、もちろん計画には織り込まれているかと思うんですけども、特にこういうところに力を入れていきたいというように担当課として思われた点について、少し教えていただきたいと思います。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 今後のアンケートとかの実施ですとか、実績をもとに町として考えている部分でいいますと、1つは、今後、在宅でのサービス利用とかもまたふえてくることとなりますので、そういった面から介護予防事業の充実、今、既存である部分に中身の充実をさせていけたらというふうに思っております、そういった中で、元気で過ごしていただける期間が長くなって、介護保険のサービスを受けるような期間が短くなればと、そういうふうには考えております。

また、今、結構課題となっておりますのが認知症支援の部分になってきます。こちらのほうの充実も大切だと考えておまして、今、認知症カフェのほうも実施しておりますけれども、そういった内容を充実していくことであつたり、また、認知症初期集中支援チームを今後設置していくこととなりますので、認知症の方に対する支援の充実という、そういったところを重点的に実施していきたいと考えているところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） そういう方向でいいと思うんですけども、1つ、ちょっと細かいことなんですけれども、在宅サービスの利用を予防も含めて充実していくというようなお話もありましたけれども、42ページなんですけれども、訪問リハが計画比で1,534.7%、27年度が、28年度においても1,830.9%と。これちょっと金額で書かれておりますので、今後の計画値の表現とはちょっと違うので、よくわからないんですけれども、これだけ需要があったということなんです、対応として、現にできているということですよ。その計画値が余りにも低いのかなと思ったんですが、ほかのサービスについては、ほぼ100%少し超えている部分もありますけれども、半分ぐらいのところもある中で、その辺をちょっと教えてほしいんですけれども、その実績を踏まえた計画値の見込みということになっているのかどうか。特に訪問リハについてお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） すみません、訪問リハビリテーションの数値が、非常に計画比が高くなっているということでございますけれども、決して不足しているとかいったことではなく、このサービスが新しいものであるというところ辺で、ちょっと数値がふえているといったような状況というふうに考えております。

すみません、計画値と実績値の乖離ですね。これは、新しいサービスということで、計画の見込みが少なかったという部分が考えられると思います。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 実績がこうやって上がっているということは、ちゃんと対応ができてきているということですよ。

この参考資料の中の④訪問リハ、利用者数が年々ふえていくという予想をされていますけれども、これについても対応できるという、そういうことでいいのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 今、町のほうで分析しているところでは、サービスが不足していて、今後課題となってくるような状況はないと考えております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。

それと、包括の役割というのは、ますます今後大事になってくるかと思うんですけれども、この間、住民のある方からお聞きもしたんですが、なかなか相談に行きにくいと。行っても、職員さんの接遇の問題とも関係してくると思うんですけれども、何か雰囲気「何しに来たの」というような雰囲気に受け取れたと言わはるんです。もう少し、例えば先ほどの障がいをお持ちの方への対応もそうなんですけれども、高齢者等の対応につきましても、もう少し丁寧な対応をお願いしたいと思うんですけれども、それは介護医療課だけの問題ではないと思うんですけれども、ちょっとそこはくれぐれもお願いをしておきたいと思います。総務のほうには、この間、ちょっと話をしたんですけれども、職員さんの接遇という問題では、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかにないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、国保広域課による納付金及び保険料試算結果について説明を求めます。
廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、国保広域化による納付金及び保険料試算結果についてご説明させていただきます。

資料としましては、A4横長のものをごらんいただけますでしょうか。

平成30年4月から国民健康保険事業が広域化されることに伴いまして、京都府において納付金及び保険料の試算が行われ、公表されました。今回の公表は、新制度への移行によりましてどのように府内市町村の保険料が変化するのか、都道府県化の影響を確認するために示されたものでございます。

市町村の平成28年度決算データに基づき、比較のために算出した平成28年度の納付金・保険料の規定に旧制度のまま試算、平成30年度の条件が足りなかった場合、また、都道府県化による試算、激変緩和による試算と、都道府県化の経過を順を追って示されたものでございます。

そのほかにも、「秋の試算結果」については以下のとおりとなりまして、前提としましては、国から10月に提示された仮係数等をもとに行われた試算でございまして、12月下旬には、また国のほうから提示されます確定係数によりまして、今後、後期高齢者支援分及び介護保険分の推計値などが変動してくるということにはなりません。

概要としまして、都道府県化による試算におきまして、納付金・保険料が上昇する団体としまして9団体ありますが、こちらのほうに宇治田原町も含まれております。それで、激変緩和措置というのは京都府のほう措置してくれる部分になるんですけども、それによる効果で納付金・保険料が減少する団体も9団体ということで、こちらのほうに宇治田原町も、この試算におきましては含まれているような状況でございます。

大きな太枠の部分をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、京都府のほう示しました試算結果を抜粋させていただきまして示させていただいた部分でありまして、府平均と宇治田原町の結果について抜粋させていただいております。

平成28年度決算に基づく、金額につきましては1人当たりの納付金及び保険料で、国保医療分、後期高齢者支援分、介護医療保険分の合計の金額となっておりますけれども、1人当たりの金額となっておりますので、よろしく願いいたします。

平成28年度決算分が示されていまして、その横には平成30年度試算の結果が出ておりまして、まず、旧制度のまま試算という部分につきましては、平成28年度決算の金額に保険料の今後の伸びを加味したもので計算された部分となります。

その横、網かけしている部分になりますけれども、都道府県化による試算の部分におきましては、医療指数ですとか、所得水準も加味したもので試算された結果となっております。

一番最後、激変緩和後の保険料ということで、これも網かけの部分になっておりますけれども、こちらが宇治田原町の1人当たりの保険料が11万1,828円、対平成28年度は決算比としまして99.8%となっております。都道府県化による試算では、保険料の部分が11万9,862円で、旧制度比として100.9%と、保険料が上がりますよというような試算になっているところが、100%を超えている部分に関

しまして激変緩和の措置がとられまして、100%以下、以前と変わらないような保険料となるような試算となっております。

下のほうに、上記表の説明として書かせていただいているんですけども、平成28年度決算から旧制度のまま試算での納付金及び保険料の上昇、宇治田原町は上昇しているんですけども、これにつきましては、1人当たり医療費推計が約4.4%増ということでふえているものでございます。

また、旧制度のまま試算から都道府県化による試算の部分では、本町の納付金及び保険料が上昇しておりますけれども、これは所得水準の反映によるものでございます。宇治田原町の所得水準につきましては府内で一番高いというふうな状況になっておりますので、宇治田原町の保険料の試算額というのは非常に高いものになっているところでございます。

本町においては、前期高齢者交付金精算額、サなんですけれども、これの差し引きの保険料、シが平成28年度決算比100%を超えているために激変緩和の対象となりまして、先ほど申し上げましたとおり、対平成28年度決算比99.8%、セの部分ですけれども、増加になっているような状況でございます。

今回の試算におきましては、平成28年度の市町村独自事業分（法定外繰入金等）を一定加味しておりますので、また平成30年度の市町村独自事業分の状況によりまして保険料率に影響を及ぼすところとなります。

最後に、国保広域化に係る今後の規定分について、来年1月に府が納付金等の本算定を行いまして、1月下旬に府から市町村に納付金額、標準保険料率を提示、公表されまして、その後、本年度の運営状況等を踏まえまして国保運協等で保険税率を検討・決定しまして、3月議会において条例改正等の予定となっております。

説明につきましては、簡単でございますけれども、以上です。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 一番最後の28年度の法定外繰入金というのは、お幾らだったでしょうか。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 平成28年度の法定外繰り入れにつきましては、保険税の負担緩和を図るためのものが1,500万、あとは地方単独事業の医療給付の波及増分が1,485万7,000円、また、保険事業に充てております部分が542万

6, 378円、その他59万1, 134円でして、3, 587万4, 512円、28年度決算額としてはなっております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 28年度におきましては、今お話がありましたように、保険税を余り上げないと。抑制するために特別に1, 500万も入れていただいたということなんですけれども、そういう部分も一定加味した保険料となっていると。だから、これは30年度においても法定外繰入金を一定入れるという前提で試算をされたものと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 試算におきましては、そういった前提となっております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 法定外繰り入れについては、私も一般質問でもさせていただきましてけれども、町の姿勢の問題だということを申し上げました。町長さんも、状況を見てというふうなこともおっしゃっておいりましたけれども、もし、この法定外繰入金を見込まなければ、やはり保険税については上がるということにつながるかと思うんですけれども、ただ、この旧制度のまま試算したものと都道府県化による試算したものを比べても、納付金も保険料も上がっているんですよ。その辺、試算、所得水準が高いというお話も今ありましたけれども、旧制度のまま試算しても、所得状況というのは一緒なので、都道府県化になったら、何で引き上がるんですかね。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 都道府県化で引き上がる理由としましては、所得水準の反映によるということで、宇治田原町の所得水準は府内で非常に高いところもありまして、そういったところで金額が上がってくることとなっております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私は、都道府県化したら、国からの支援もあって保険税は下がるのかなと当初は思っていたんです。そうしないと、小さい町が都道府県化する意味が余りないかな、メリットがないかなというふうに思っていたんですが、実際には上がると。所得水準が高いとおっしゃいましたけれども、高い人もいるかもしれないけれども、やはり厳しい生活を強いられている方もいる中で、軽減措置等がありますけれども、それでもほかに比べたらやっぱり高くなるわけで、その辺がちょっと非常に都道府県化に対しては私はいまだに疑問を持っております。

それと、激変緩和の措置があると、府の措置があるので、これまでとほぼ変わらない保険料になるということですがけれども、激変緩和がなくなれば、いつまでもあるわけじゃないからね、なくなれば、やっぱり今後どんどん上がっていくと、そういうことにつながるかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） まず、繰入金のことからですがけれども、平成28年度は法定外繰り入れで保険税の負担緩和が1,500万加味して試算されていますけれども、平成30年度に、最終的には地域の実情に応じて独自の財政措置を行うことについては、今年度の運営状況等を踏まえて府が示す本算定の結果通知後に町で検討することとなりますので、そちらについては今後の判断ということになってくると考えております。

また、激変緩和についてでございますけれども、激変緩和につきましては、30年度から35年度の6年間を基本目安とする措置というふうに京都府のほうから説明がございまして、ただ、激変緩和の措置について、どういった内容になるかについては、今、平成30年度については100%を超えないように措置されるということでございますけれども、今後どういった形での激変緩和の対応となってくるかというのは、今のところ未定ではございます。将来的には、京都府のほうから申しておりますのは、府下統一の保険料をとるというふうなことも視野に入れて考えておられるということでございます。以上です。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 保険料の統一化については、やっぱり町中と、こういう宇治田原のような地域で、医療体制の充実という点から見ても非常に厳しい状況がある中で、保険税だけが統一されるというのは、私はとんでもないことだというふうに思っています。

それと、6年間の措置ということですがけれども、医療費の推計が全体的には約4.4%の増として見込んでいます。私はここを減らしていくのが、直接的に保険税を低くすることにつながっていくかと思うので、その辺はいつも申しておりますけれども、やはりそういう健康づくり、医療にかからない健康な住民生活が送れるような施策をより充実してほしいなと思っております。以上です。答弁はいいです。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑は。原田委員。

○委員（原田周一） 今、今西委員からありました保険料なんですけれども、1つ教えていただきたいんですが、今、話のありました医療費の推計4.4という数字ですね、これはあくまで一つの試算のための指数みたいなものやと思うんですけれども、これの裏

づけになるようなことを、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（谷口 整） 塚本補佐。

○介護医療課課長補佐（塚本 吏） 失礼いたします。

4. 4%増といたしますのは、平成30年度ベースでの計算をしております、京都府が平成28年度を起点に、平成29年度、30年の2年間分で約4.4%増を見込むというふうな推計をしておるところでございます。なお、30年の診療報酬改定は考慮していないというふうなことでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） このあたりは実際に上がって計算するとき、当然、一般会計からの問題とかいろいろあると思うんですけども、それは別にしまして、診療報酬とか、あるいは薬価ですね、今のほうでは、薬価を少し引き下げたり、いろんなことをして、いって、今後もそのあれは毎年いろいろ見直して数字が変わってくると思うんです。そのあたりも見込まれたようなことが裏打ちされて4.4というのが出てきているのかどうかというのを、ちょっと確認したかったんです。その辺どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 今、原田委員がおっしゃったような将来的なものは加味はされていないというふうには聞いております。薬価が下がるとか、将来的なことですよ。今後……

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） そうそう、だから、あと向こう2年間ということで、28年度から30年度ということで、今、説明があったんですけども、その間の変動とかいうのは、全然加味されていないということでいいんですか。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） そうなると、平成30年度の時点では、多少、%としては変わってくる可能性はあるというぐあいに理解しておいたらいいんですね。以上です。結構です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分にかかります各課所管事項報告についてを終了いたし

ます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 29 分

再 開 午前 11 時 33 分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を始めます。

教育委員会所管分に係ります事項について行いたいと思います。

社会教育課所管の田原児童育成施設整備事業について説明を求めます。教育長。

○教育長（増田千秋） 田原児童育成施設新築工事につきまして、設計業務発注後の工程管理が工事発注のおくれにつながりましたこと、また、一般競争入札を執行したところ、不調に終わり、事業着手がおくれる事態を招きましたことを深くおわび申し上げます。完成を待ちわびている皆様方にとりましてご心配をおかけしておりますが、年度内完成に向け鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 当初の設計業務への取り組み、また、委員会におけます種々ご指摘をいただきまして取り組んでまいったところでございますけれども、施設の利用を心待ちにいただいている児童・保護者の皆様に大変なご心配をおかけしておりますこと、また、委員の皆様方のご指摘に十分にお応えできるような対応ができおりませんことを深くおわび申し上げます。

それでは、私のほうから、お手元の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

1 点目、入札遅延理由でございますが、設計内容を精査するに当たりまして内部協議に時間を要したことがございます。設計に盛り込んでおります設備内容などについて協議を行ってまいりましたが、この調整に時間を要しました。また、11月の入札であれば工期的にも間に合うであろうとの認識を持ってしまっておりまして、最終までの準備工程としてしまったことが遅延してしまった要因であろうというふうに考えております。

次に、入札が不調になりました要因でございますが、さきの一般質問でもご答弁申し上げましたことと重複するところがございますが、最近におけます原材料費や人件費が高騰してしまったことで設計額との乖離が生じてしまったこと、先ほど、設計内容の協議に時間を要したと申し上げましたけれども、限られた予算の中で、子どもたちが利用しやすく快適に過ごしてもらえようといった思いの中で、設計にできるだけ盛り込んでしまったことによりまして、結果として設計額が高くなってしまったことによるも

のと考えているところでございます。

入札につきましては、11月22日に一般競争入札で4社参加のもと実施してまいりましたが、いずれも予定価格を上回ってしまいました。

対応策でございますけれども、設計の見直しといたしまして、本体工事に盛り込んでいた備品を一部分外しました。外構工事を一部先送り施工としました。電気工事の中で床暖房等の見直しを行いました。

11月22日の入札につきましては、一般競争入札で実施いたしましたけれども、今回は指名競争入札として入札までに要する日数の削減を行いました。

今後の予定でございますが、来週月曜日、12月18日に入札を実施してまいりたいと考えております。落札でき次第、準備に取りかかっていたら、年内着手を目指していきたいと考えておまして、最終的には年度内完成を目指していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。原田委員。

○委員（原田周一） この問題につきましては、先日の一般質問で初めて私なんか知ったわけですが、入札をされた日はいつだったんですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。11月22日と言っている……

○教育部長（黒川 剛） 先ほど……

（「11月22日、ああ、すみません」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時38分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

原田委員。

○委員（原田周一） それでね、一般質問までの間に、日にち十分、20日間ほどあるわけですね。なぜ事前にこういうことになったか、その回答をするのに、文教のこの委員会ですとあれだけいろんな議論があったにもかかわらず、なぜ一般質問でいきなりああいう回答になったのか。あるいは事前に書類で、入札不落ということが起こっているんやったら、なぜ委員に書類配付でもなかったのかということをお聞きしたいんですが。

○委員長（谷口 整） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 39 分

再 開 午前 11 時 40 分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を始めます。

黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 11月22日に入札を行いました結果、不落となったということで、非常に私たちも年度末の完成に向けて非常に厳しい中で大変なことだというふうに感じておりました。とりあえずといいますか、まずは委員長のほうにご報告を申し上げて、今、原田委員がおっしゃったように各委員会の皆様方にお知らせすべきものであったというふうには反省しております。それも、次善策といいますか、次の手を考えていくというところに気が回ってしまったというところでございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 普通、入札があつてどうのこうのという問題じゃなくて、これなんかは夏休み前からいろんなことがあつて今日まで来ているわけですが、とりあえず今年度末までに完成せないかんというような状況の中で、いろんなトラブルがあつて今日に来たわけですね。それでなおかつ年度内完成に向けて、そっちのほうに気が回つて委員会のほうには報告せんかったというのは、この前と同じことですよ、その辺は。その辺、本当に委員会というより、教育委員会としてどう考えているのかと、本当に疑いたくなるようなことやと思うんです。

先ほど、委員長が聞いて、それを議員に報告をというようなアドバイスというんですか、助言というんですか、というようなお話もあつたんですけれども、そういう問題じゃないですよ、私なんか思うのは。やっぱり教育委員会みずから、こういうような結果になつたと。これだけ今まで議論してきた問題なんで、やっぱり私は、しかるべくそういう措置というのをとって説明する義務があると思うんです。その辺の責任というのは、教育長、どうなんですか、不手際、不手際と、ずっとおっしゃっているんですけれども。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） 教育長の職務というのは、教育委員会の事務を統括し、所属職員を指揮監督することです。事業着手、このおくれたことも含め、それから議員各位への周知・連絡等も含めこういうことに至つたことに対しては、私の不徳のいたすところだと深く反省いたしております。

教育委員会といたしましては、議員の皆様方にきめ細かなご協議、ご説明、また真摯

な対応に今後努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 今まで何回も、ご理解、ご理解ということ言うてはって、なかなか理解できないんですけども、そんなことを言うても今さら仕方がないんですが、今、部長のほうから、対応策、設計の見直しをしたということなんですけれども、一応この3つの見直しで指名競争入札に切りかえて今後やるということなんですけれども、これで大体事業というのとは進むんですか。そのあたりをちょっと確認しておきたいと思います。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 前回の11月22日に不落になりました要因といたしましては、建築本体部分にかかります差異が非常に大きくございました。その部分がございましたので、建築に見積もり額のほうを上乗せするような形で、設計のほうを組みかえさせていただいて、できるだけそのあたりの差異を埋めるような形での設計の見直しという形でやっております。

その部分で考えますと、今回につきましては、18日の入札につきましては、落としただけ、業者さんが決定していくであろうというふうに考えておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） それで、今、建築費のほうの本体工事のほうを上乗せということですと、当然、総額が決まっているわけですから、外構工事と電気設備、これはマイナスになるんですね、自動的に。

今、説明があった外構工事は、見かけと言ったらおかしいですけども、それだけでは済まないんですけども、いいとしても、電気設備のところ、たしかご説明の中で床暖房の見直しということがあったんですね。これは床暖房をしないということですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 床暖房は今回削除しております。工事からは外しております。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 床暖房を外すということにつきましては、当然、足が冷たいわけですから、部屋が。何かそれにかわるものというのは、十分温度を確保できるというような設計になっているわけでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） エアコン等の空調の対応で考えております。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 私は、熱効率やら何やらのことはよく専門外でわからないんですけども、従来、当然、床暖房だけではなしに、エアコン、空調関係もあったわけですね、もともと。それにプラス床暖房というのがあって、今回、床暖房を外したことによってエアコン等の設備だけでやるということになったら、室温あるいは室内の環境というのが十分維持できるのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 先ほど、ご説明の中で、よりよいものをつかってきた設計の中で、どうしてもその中で設計額が高額化してきたと。その中の要因としまして床暖房があるのではなかろうかというふうに考えておまして、従前の空調と床暖房の併用をもちまして対応しようとしていたところを、空調によって対応するというところで考えております。

ご心配いただいております環境につきましては確保していきたいと、確保できるものという形で考えております。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） やっぱり、子どもも、当然、体調管理のこともありますので、その辺は十分配慮してやっていただきますようお願いしておきます。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 私も一般質問でいろいろお伺いをしたのですが、入札の不落の要因のところ2つ書いてございます。これ、谷口委員長も一般質問でお聞きになっていましたけれども、1つ目の最近における原材料費や人件費の急騰なんていうのは、本当にこの間ずっと言われてきていることですよ。湯屋谷の茶工場の改修事業においても、同じような原因が1つあったかと思うんですけども、担当課が違うとはいえ、その辺の情報交流といいますか、その辺はどうなんですかね。教訓化がされていないのかなというふうに思ったりもするんですが、これは、でも教育長にお聞きしてもあれですけども、奥谷課長でしょうか。

○委員長（谷口 整） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 湯屋谷の茶工場の件もあわせてトータルで、入札制度等を担当しております企画財政課としてお答え申し上げたいと思います。

おっしゃいますとおり、人件費ですとか材料が高騰しておるのは各課のそれぞれの事案についても一定想定できたことをごさいますし、設計業者からもその旨の報告なり情報はいただいていたところをごさいます。そうした中で、先ほども黒川部長が申しあげましたように、少しでも限られた予算の中でそういうことを加味しつつも、できるだけ児童やご利用される方によいものを目指して、何とかこころ辺で入札していただけるのではないかとということで予定価格も設定して入札に臨んだところではあったんですけども、結果としてこのようになってしまった。また、実際には想定以上の乖離も出てしまったというのが実情でございます。

そういう面では、行政側が非常に反省しなければならない点が多いものと考えてございますが、先ほど来より教育長等も申しあげますように、利用者さんにご迷惑がからないよう早急に対応して、この建設事業を進めて年度内に完成したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申しあげます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 町の予測を超えて、私は原材料費や人件費が本当に高騰しているんだなというふうに感じております。

もう一つ、よりよいものにしようという教育委員会の思いは非常によくわかるし、私もそう思うんですけども、やはり「限られた予算の中で」とありますように、そこはバランスが非常に大事かと思うんですけども、限られた予算の中でよりよいものにしよう、その思いは非常によくわかるので、まあまあしようがないと思うんですけども、今、原田委員もおっしゃいました床暖房ですね、私、床暖房、非常に快適やと思うんです。ぜひともつけていただきたいというふうに思う施設の一つなんです。設備費がかかったとしても、後々のランニングコストですね、その辺がちょっとよく分からないんですけども、エアコンを使うのと床暖房を使うのとどちらがランニング的にコストがかかるのかどうか、その辺もちょっと含めて考えなあかんかなというふうに思っています。

見直し、幾つかおっしゃいましたけれども、ほかに見直すところがないかを含めて、私、個人的には床暖房はぜひともつけていただきたいなと、ちょっと私の要望として言っておきます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございせんか。原田委員。

○委員（原田周一） すみません、しつこいようですけども、この3月31日、工期予定が23日から3月31日の99日間ということなんですけれども、絶対に年度内完成

と先ほどからずっとおっしゃっているんですけれども、その辺の、ちょっと最後に教育長の、この99日間、3月31日完成に向けて、もう一度、決意というんですか、考えをお聞きしておきたいと思います。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご指摘のとおり、日程的には本当に厳しい状況でございます。完成を待ちわびている保護者・子どもたちに対して、やっぱり一日も早い完成に向けて、教育委員会一体となって鋭意努力することによって責務を果たしてまいりたいというふうに考えております。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） 何度も同じお答えというんですか、同じ内容の答弁ですので、これ以上あれしてもイタチごっこやと思うんですけれども、とりあえずこの3月31日、絶対に完成するんやという強い決意で事業に当たっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかにないようですので、本件はこれにて質疑を終了したいと思います。私からも一言申し上げておきたいと思います。

先ほど来、教育長が決意なりを述べていただきましたけれども、これ最初から経過のある事業であって、で、結果的に着工がおくれたということですので、やはり心待ちにされている子どもさんや保護者の思いに応えるためにも、何とか年度内に完成をすることに向けて最善の努力をしていただきたいということを特にお願しておきます。

先ほど来いろいろ質疑ありましたけれども、私も一般質問等でさせてもらっておりますので、これ以上は申しませんけれども、何かちょっと消化不良を感じるような思いも持っております。そのことも含めまして、結果、年度内に完成するというところに全力を傾注していただきたいということを特にお願いを申し上げます。

以上で終了したいと思います。

次に、日程第2、その他に移りたいと思います。

何かありましたら挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようでございますので、当局からは。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、日程第2、その他についても終了いたし

ます。

本日は、付託案件がございませんでしたので所管事項報告のみとなりましたが、審査を終了いたします。

第3四半期も終盤に差しかかり、残すところ3カ月となっております。委員会に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましても、今後においても遺漏のないように重ねてお願いしておきます。

1月の閉会中の委員会におきましては、第4四半期の執行状況の報告を願う予定としております。1月23日午前10時から予定しておりますので、予定のほどよろしくお願ひいたします。

本委員会には付託議案はありませんでしたが、総務建設常任委員会に付託されております議案につきましては、12月20日の本会議において討論を予定されております委員については、討論通告書を12月18日月曜日午後5時までに議長宛て提出を願ひたいと思います。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

なお、先ほども申しましたように、城陽市の地域子育て支援センターひなたぼっこへの行政視察につきましては、1時20分に役場を出発いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

閉 会 午前11時58分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 谷 口 整